提案書類等提出にあたっての注意点

○法人概要書類については、１部提出してください。

　※複数事業所を応募される場合でも1部提出のみ

○提案書類については、10部提出してください。

　※同一法人で複数事業所を応募される場合は、事業所ごとに10部提出してください。

○プレゼンテーション書類については、選定委員会で使用される場合は、10部提出してください。

※同一法人で複数事業所を応募される場合は、事業所ごとに10部提出してください。

○１部ごとＡ４縦フラットファイルに綴り、表紙・背表紙に下記のとおり表示してください。

　児童発達支援事業所　公募申込書(法人名)

○提案書類等は、原則として、日本語、Ａ４版、両面で作成してください。ただし、個別支援計画案等において、Ａ４版での作成が難しい場合はＡ３版での提出も可能です。

○提案書類については、番号ごとにインデックスをつけた仕切紙を挟んでください。

○複数事業所について応募される場合は、１つのファイルにまとめた上で、施設毎に異なる資料（管理者・児童発達支援管理責任者の履歴書、案内図、平面図等）については、インデックス等でいずれの施設ものかわかるようにしてください。

○提案に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

○福岡市は、必要な場合には、提案書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提案書類等は返却しません。

○提案内容については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公開する場合があります。原則として全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。

○福岡市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。